

「かがわこどもの駅」認定事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、子育てにやさしいまちづくりの視点から、親子連れの外出をサポートするための取り組みを実施することにより、地域全体で子育て家庭を支援する気運を高めることを目的として「かがわこどもの駅」認定事業を実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) かがわこどもの駅 不特定多数の人が利用できる施設で、以下に掲げる①から④までの項目のうちいずれか二つ以上の項目に係る設備等を有し、希望者が無料で利用できるものをいう。ただし、遊興飲食させる店舗や風俗店、射幸心を煽る娯楽業に係る施設、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等が運営する施設は除く。

①おむつ替えができる設備（ベビーベット、ベビーシートなど）

②授乳の場 カーテンやパーテーションなどの仕切りを設け、プライバシーの確保に配慮したもの）

③こども用トイレ（補助便座の設置も含む）

④妊婦用駐車場（高齢者用、障害者用との共用を含む）

(2) 認定ステッカー 認定施設が「かがわこどもの駅」として認定されていることを表示するためのステッカーをいう。

(普及啓発)

第 3 条 県はかがわこどもの駅の趣旨を市町及び県民、店舗・企業等に周知し、事業が円滑に進むように務めるとともに、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 認定ステッカーを作成すること。

(2) 広報媒体等を活用し、本事業について広く情報提供を行うこと。

(3) 県内市町、店舗・企業等に対し、本事業への協力を依頼すること。

(4) 本事業全般の運営及び見直しに関すること。

(5) その他本事業を推進するために必要なことを行うこと。

(申込み及び認定)

第 4 条 かがわこどもの駅の認定を受けようとする公共施設管理者及び店舗・企業等を営む者は、設置した施設ごとに、認定希望申出書（第 1 号様式）及び必要書類を添付し、県に申し込むこととする。ただし、複数の施設を有する場合は、事前に県と協議を行い、ま

とめて申し込むことができるものとする。

2 県は、前項の規定による申込みを受けたときは、内容を確認し、これを認定するものとする。認定後、申請者に対し、認定ステッカーを配布する。

(認定マークの取扱い)

第 5 条 認定された施設等は、認定ステッカーの取り扱いについて、次に掲げることに留意するものとする。

(1) 利用者が見やすい場所、位置に掲示すること。

(2) 認定を廃止するときは、廃止の日以後、認定ステッカーを使用、掲示してはならない。

(変更・廃止の届出)

第 6 条 認定された施設等を営む者は、第 4 条第 1 項の認定の内容に変更が生じるとき、又は認定を廃止しようとするときは、変更、廃止をしようとする概ね 1 ヶ月前に、変更届又は廃止届（第 2 号様式）により、県に届け出るものとする。

(認定の取消し)

第 7 条 県は、認定を行った施設等を営む者または施設等が法令に違反したとき、その他認定施設として適当でなくなったと認めるときは、認定を取り消すことができる。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、当事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 12 月 10 日から施行する。